

仕様書(案)

1 件名

保育所等における虐待調査等業務委託

2 目的

区内に所在する保育所等（以下、「保育所等」という。）において虐待を受けたと思われる児童を発見した者又は虐待を受けた児童から通報があった場合、区は「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和7年8月改訂 こども家庭庁 文部科学省）」や国等の諸通知（以下、「ガイドライン等」という。）に基づく対応を実施する。

その際、区職員のみによる対応が困難な事案が発生した場合等に、児童虐待等に係る専門的な見地から助言を得るとともに、事実確認のための情報収集及び立入調査（以下、「調査」という。）が必要と区が判断した場合に、保育所等に対し調査を行い、虐待の有無の判断への助言、必要に応じて、課題の整理、対応方針の決定への助言を行うことで問題の適切かつ迅速な解決を図る。

3 履行期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

文京区の指定する場所

5 委託内容

(1) 相談対応業務（予定数量9件）

保育所等において虐待を受けたと思われる児童を発見した者又は虐待を受けた児童から通報があった場合、区職員に対し、専門的な見地から事案の重大性及び緊急性の判断や今後の対応等について、助言を行うこと。

なお、助言方法は電話、メール、来庁のいずれかとし、電話、来庁で助言を行った場合には、助言内容についての報告書を Word 又は PDF データ（以下、「データ」という。）を10日以内（文京区の休日を定める条例（平成元年3月文京区条例第3号）に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く。）に区に提出すること。

支払いについては、事案ごとの単価契約とする。

なお、1事案当たりメール10通以内、電話60分以内又は来庁1回までとし、これを超える場合は別事案として計上する。

(2) 事実確認の実施（予定数量 3 件）

保育所等において虐待を受けたと思われる児童を発見した者又は虐待を受けた児童から通報があった場合、事実確認が必要と区が判断した場合には、区と協議し、区と共同で調査を行うこと。

ア 調査方法

(ア) 調査を行うこととなった際には、区が行う情報収集、対応方針の協議の内容を踏まえた上で、可能な限り速やかに現地への訪問、園内視察、保育観察、職員への聴取等による必要な調査を実施し、事実確認をすること。

(イ) ガイドライン等に基づき実施すること。

(ウ) 原則、複数名で実施すること。

(エ) 原則、区職員が同行する。

イ 報告方法

(ア) 調査終了後、当日又は翌日までに調査結果を電話又は来庁等により区へ口頭で報告し、10 日以内（休日を除く。）に報告書をデータで区に提出すること。ただし、3 月分については月末までに提出すること。

(イ) 報告書については、こどもに対して行われた行為が、ガイドライン等に示す虐待に該当するかどうかを判断し、その理由も付すこと。必要に応じて、課題の整理、対応方針の決定への助言も記載すること。また、下記の事項についても記載すること。

a 通報等がなされた保育所等の情報（名称、所在地、施設種別等）

b 虐待を受けた（又は受けたと思われる）こどもの状況（性別、年齢、その他心身の状況）

c 確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）

d 虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種

e 虐待があった保育所等において改善措置が行われている場合にはその内容

(3) 巡回支援指導（予定数量 6 件）

月 1 回、区が指定する保育所等に対し、虐待・不適切保育の未然防止のための巡回支援指導を実施すること。

実施に当たっては、必要に応じ、園内視察や保育観察を行ったうえで、施設長や保育所等の職員に指導・助言等を行うこと。指導・助言の結果については、口頭又はデータで区に報告すること。

なお、必要に応じて区職員が同行する。

(4) 弁護士への相談（予定数量 2 件）

保育所等において虐待を受けたと思われる児童を発見した者又は虐待を受けた児童から通報があった場合で、弁護士による専門的知見に基づいた助言が必要と区が判断した場合に、児童虐待問題に精通した弁護士に情報を共有し、弁護士の見解をデータで

区に提出すること。

なお、弁護士への報酬等は契約金額に含むものとする。

(5) 相談受付体制の整備

受託者は、保育所等において虐待を受けたと思われる児童を発見した者又は虐待を受けた児童から通報があった場合において、常時下記6の(1)相談対応業務の時間内(平日9時～17時)に、区の相談を受け付けることができる体制を整備しておくとともに、緊急の事案にも区と連携しながら適切に対応できるようにすること。

6 実施日時

(1) 相談対応業務

原則、休日を除く9時から17時とする。

(2) 事実確認の実施及び巡回支援指導

原則、休日を除く9時から17時とする。ただし、保育所等の都合等により異なる場合がある(区及び保育所等と協議の上で決定)。

7 人員体制

(1) 業務責任者

受託者は、業務責任者を配置し、業務内容の管理及び区との連携を行わせること。

(2) 業務従事者

受託者は、本業務を適正かつ円滑に履行するために必要な人数の業務従事者を配置し、人員体制を整備すること。

(3) 資格・条件等

ア 業務責任者

児童福祉法(以下、「法」という。)第33条の14に規定される被措置児童虐待等の対応に係る業務経験があり、虐待調査のノウハウがある者とする。

イ 業務従事者

保育士、児童指導員、社会福祉士、臨床心理士、公認心理師等の有資格者又は、法第7条第1項に定める児童福祉施設において、児童の保育や支援に直接従事する職に2年以上従事した者とする。

(4) 研修

ア 受託者は、各業務を遂行する上での事故を防止し、適切かつ円滑に行うため、業務責任者及び業務従事者に対して必要な研修等を実施すること。

イ 業務責任者及び業務従事者は常に業務能力の向上に努めること

8 支払方法

受託者は、その月の実施報告書を提出し、検査合格後、受託者の請求書に基づき支払う

ものとする。

なお、対応が複数月にまたがる事案は、対応が終了した月に支払うこととする。ただし、3月分はこの限りではない。

9 機密保護・禁止条項

(1) 秘密の保持

受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報については、守秘義務を負うものとし、この守秘義務は本業務終了後も当該業務に従事していた全ての従事者に遵守させること。

(2) 目的外の使用禁止

受託者は、受託業務を履行するために区から引き渡された個人情報及び受託業務履行のために自らが収集した個人情報をその目的の範囲内において使用しなければならない。

(3) 事故発生時の報告義務

万一、個人情報漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに区へ電話で報告し、その後必要に応じて書面を提出すること。

10 その他

(1) 旅費、通信費、従事者に対する研修等、全ての経費は本契約に含むものとする。

(2) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、区契約事務担当と協議の上決定する。

(3) (2)に関するものを除く、契約履行上の打ち合わせ事項に関しては、事業執行担当者を行うこと。

(4) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(5) 本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。

(6) 本契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

(7) 本契約の履行に当たり、文京区情報セキュリティに関する規則（平成15年6月文京区規則第50号）を遵守すること。

(8) 本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例（平成20年9月文京区条例第45号）を遵守すること。

- (9) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成 28 年 3 月文京区訓令第 13 号）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- (10) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例（平成 25 年 9 月文京区条例第 39 号）第 7 条及び「性自認および性的指向に関する対応指針（令和 3 年 3 月 31 日付 2020 文総総第 1777 号）」を踏まえ、性別（性自認及び性的指向を含む。）に起因する差別的な取扱いを行わないこと。
- (11) 本契約の履行に当たり、業務内容に個人情報の取扱い（取得・入力・編集・分析・出力等）が含まれる場合は、「個人情報の取扱いを含む委託契約の履行に際し認識すべき主なポイント」を事前に確認・記入の上、契約書又は請書と共に区契約事務担当に提出すること。

11 連絡先

契約事務担当 総務部契約管財課契約係 TEL 03-5803-1150
事業執行担当者 こども未来部幼児保育課保育施設指導担当 樋口 TEL 03-5803-1845